

平成28年11月1日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

一般社団法人テレコムサービス協会

MVNO 委員会委員長 佐藤 博

端末購入補助ガイドラインのMVNOへの適用についての意見書

総務省で現在開催されている「モバイルサービスの提供条件・端末フォローアップ会合」ので、端末購入補助ガイドラインのMVNOへの適用について、当協会 MVNO 委員会にご意見の機会をいただき、御礼申し上げます。

【意見】

委員会加盟 MVNO においては、当該ガイドライン上問題となるような端末購入補助は行っておらず、ガイドラインが MVNO に対し適用となっても MVNO の端末販売への影響はありません。

一方で当該ガイドラインに定められた定期的報告、実態調査への対応など、ガイドラインの MVNO への適用にあたり MVNO の負担が存在する可能性があり、不要な事前規制は行われるべきではないという観点から、MVNO へのガイドラインの適用を希望するものではありません。

ただし、MNO のサブブランド的な一部の MVNO が、当該ガイドラインに抵触するような販売方法を取り得るなど、ガイドラインの適用範囲が MNO の抜け道になるといった懸念もあり、そのような MVNO へのガイドラインの適切な適用拡大を希望します。

以上